

姫川水系姫川砂利等の採取に関する規制計画

1. 対象区間

種 別	河川名	起 点	終 点	延長 (km)
幹 川	姫 川	左岸：新潟県糸魚川市大字 西川原字川内山地先 (No. 11.0k) 右岸：新潟県糸魚川市大字 根小屋字中かま ^ト 地先 (No. 11.0k)	海に至るまで (No. 0.0k)	11.0
	計			11.0

別添一般図表示のとおり。

2. 規制の方針

姫川を含む糸魚川・西頸城地区における骨材需要は、公共事業に占める割合が大きく、平成3年度の約79万³/年をピークに、以降、年60万³程度で推移していた。その後、平成7年7月及び平成8年6月災害等の復旧事業が平成11年度に終了するに伴い採取量は減少し、年3万³程度に落ち着いていたが、近年はやや減少傾向にある。

しかしながら、一定の需要があることや、姫川産の骨材が良質で、可能であれば他地区の骨材の代替等として採取量を増加したいとの要望もあることから、需要は高いものと考えられる。

一方、姫川の国管理区間の砂利採取可能量は、平成7年7月の出水等により増加したが、現行規制計画に基づく計画的な砂利採取によって、概ね河床は安定していることから令和3年度以降は、約40.3万³と推定される。

このため、河川の保全、骨材需要を考慮し、令和3年度以降の5カ年は、各年概ね116千³を計画的に許可していく方針とする。

なお、砂利採取にあたっては、埋立・盛土用には使用しないこと、及び巨石(砂利以上)は持ち出さないことを指導する。

また、大規模洪水などで短期的に土砂堆積等が発生した場合には、骨材需要動向を踏まえつつ、臨機的に許可変更していく方針とする。

3. 掘削基準河床及び掘削基準断面

(1) 掘削基準河床

別添縦断図表示のとおり。

計画の低水路平均河床高±0.0 m。

(2) 掘削基準断面

別添横断図表示のとおり。

4. 禁止区域等

(1) 禁止区域

該当なし。

(2) 保安区域

別添管内図、平面図のとおり。

なお、保安区域設定根拠の詳細は参考資料「姫川_保安区域設定根拠」を参照。

①河川縦断方向の保安距離

橋梁（姫川橋、姫川大橋及び側道橋、石灰石輸送橋、今井橋、山本水路橋、山本橋）及び水位観測所（山本水位流量観測所）については、上下流各 200mとし、鉄道橋（日本海ひすいライン姫川橋梁）に関しては上下流各 500mとする。

なお、根入れ長が十分な北陸新幹線姫川橋梁、高速道路橋、翡翠橋、中山橋は保安区域の対象から除く。

②河川横断方向の保安距離

左右岸とも次のア) 及びイ) のうち、河心に近い位置とし、その位置を掘削防護ラインとする。

なお、自然河岸又は山付区間の場合はウ) とする。

ア) 堤防保安距離（堤防防護ライン）

姫川における堤防防護ラインとは、堤防法尻から河心に向かい下記の距離の位置である。

- ・ 0.0k～1.6k 50m
- ・ 1.6k～6.4k 70m
- ・ 6.4k～8.4k 60m
- ・ 8.4k～11.0k 40m

注) 堤防防護ライン変化点については、安全側に配慮し、防護幅の広いほうの値を採用する。

イ) 低水路保安距離（河岸防護ライン）

低水護岸が存在する区間は、基礎部保護のため、急流河川対策における根固工の敷設幅を参考に低水護岸法尻より+10mの位置とする。（参考-12を参照）

ウ) 自然河岸又は山付区間の場合

自然河岸又は山付区間は、急流からの河岸保護のため、既往出水での洗掘実績を参考に河岸肩より+30mの位置とする。（参考-12を参照）

③その他

下記2箇所の民地は、砂利採取範囲から除くものとする。

- ・ 左岸 2.4k+40m～2.8k+80m
- ・ 右岸 8.2k+150m～9.2k+60m

5. 掘削可能量及び採取可能量

種別	河川名	起点 (料杭)	終点 (料杭)	延長 (km)	掘削可能量 (千m ³)	採取可能量 (千m ³)	摘要
幹川	姫川	No. 11.00	No. 8.00	3.00	156	156	上流端～山本橋
		No. 8.00	No. 6.97	1.03	30	30	山本橋～山本水位観測
		No. 6.97	No. 2.40	4.57	322	322	山本水路橋～今井橋
		No. 2.40	No. 1.73	0.67	15	15	今井橋～石灰石輸送橋
		No. 1.73	No. 0.10	1.63	11	11	石灰石輸送橋～日本海ひすいライン姫川橋梁
		No. 0.10	No. 0.00	0.10	49	49	姫川橋～河口
計				11.00	584	584	

(注) 禁止区域及び保安区域は対象としない。

6. 年次別計画

河川名	区 間		年 次 別 計 画 (千m3)								
			令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	起点	終点	許可又は認可の予定量	採取可能量中の許可又は認可の予想量	流下予想量	許可又は認可の予定量	採取可能量中の許可又は認可の予想量	流下予想量	許可又は認可の予定量	採取可能量中の許可又は認可の予想量	流下予想量
姫川	11.0	0.0	116	116	0	116	116	0	116	116	0
計			116	116	0	116	116	0	116	116	0

河川名	区 間		年 次 別 計 画 (千m3)								
			令和6年度			令和7年度			合 計		
	起点	終点	許可又は認可の予定量	採取可能量中の許可又は認可の予想量	流下予想量	許可又は認可の予定量	採取可能量中の許可又は認可の予想量	流下予想量	許可又は認可の予定量	採取可能量中の許可又は認可の予想量	流下予想量
姫川	11.0	0.0	116	116	0	116	120	0	584	584	0
計			116	116	0	116	120	0	584	584	0

(注) 禁止区域及び保安区域は対象としない。

※上記年次別計画にかかわらず、出水による異常堆積が発生し、河川管理上の支障が生じたなどの場合は、河川管理及び河川環境等への影響が生じない範囲で採取可能とする。